

習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、家庭における地球温暖化対策の推進に加え電力の強靱化を図るため、住宅用設備等を導入する者に対し、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金（以下「補助金」という。）の予算の範囲内での交付に関し、習志野市補助金等交付規則（平成20年規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象)

第2条 この要綱において、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、第3条に定める市内の住宅（店舗・事務所等との併用住宅を含む。以下同じ。）に次の各号に掲げる未使用の住宅用設備等（以下「補助対象設備」という。）を各法令に準拠し導入する事業とする。

- (1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム）
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電システム
- (3) 窓の断熱改修
- (4) 太陽熱利用システム
- (5) 電気自動車
- (6) プラグインハイブリッド自動車
- (7) V2H充放電設備
- (8) 集合住宅用充電設備

2 補助対象設備の要件は別表第1のとおりとする。

(補助対象設備を導入する住宅)

第3条 市が補助する補助対象設備を導入する住宅は、次のとおりとする。

(1) 前条第1項第2号の補助対象設備 次のいずれにも該当すること。

ア 申請日までに住宅用太陽光発電設備（太陽電池を利用して電気を発生させるための定置型の設備であって、設置された住宅において電気が消費されるものをいう。以下同じ。）が設置されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する、市内に所在する住宅

(イ) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅

(ウ) 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅

(エ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する、市内に所在する住宅

(2) 前条第1項第3号の補助対象設備 次のいずれにも該当すること。

ア 工事に着工する前日までに建築工事が完了していること。

イ 次のいずれかに該当すること。

(ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する、市内に所在する住宅

(イ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する、市内に所在する住宅

- (3) 前条第1項第5号及び第6号の補助対象設備 次のいずれにも該当すること。
- ア 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、発電した電気を当該補助対象設備に給電できること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。
 - イ 補助事業を実施する者自らが居住する、市内に所在する住宅。
 - ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、申請日までにV2H充放電設備を設置していること。なお、V2H充放電設備は、新設・既設を問わない。
- (4) 前条第1項第7号の補助対象設備 次のいずれにも該当すること。
- ア 申請日までに住宅用太陽光発電設備が設置され、かつ、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）が導入されていること。なお、接続する住宅用太陽光発電設備は、新設・既設を問わない。また、電気自動車等は、新規導入・導入済みを問わない。
 - イ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 補助事業を実施する者自らが所有し居住する、市内に所在する住宅
 - (イ) 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅
 - (ウ) 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅
 - (エ) 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する市内に所在する住宅
- (5) 前条第1項第1号及び第4号の補助対象設備 次のいずれかに該当すること。
- ア 補助事業を実施する者自らが所有し、居住する市内に所在する住宅
 - イ 補助事業を実施する者自らの居住の用に供するために市内に新築する住宅
 - ウ 補助事業を実施する者の居住の用に供するために取得する、未使用の設備が住宅を販売する事業者等により予め設置された市内に所在する住宅
 - エ 第三者が所有し、補助事業を実施する者自らが居住する、市内に所在する住宅
- (6) 前条第1項第8号の補助対象設備 次のいずれかに該当すること。
- ア 既存の共同住宅又は長屋（以下「マンション等」という。）であり、設備はマンション等に属する駐車場（平置き、立体自走、機械式等）における充電設備として居住者が利用できるものであること。
 - イ 別表第3において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、申請日までに、集合住宅用充電設備を導入するマンション等の敷地の外から、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板が確認できること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助金の交付を申請する年度内に補助事業を実施し、かつ申請日において次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、習志野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員を除く。

- (1) 個人（集合住宅用充電設備を設置する者は除く。）においては、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 市町村民税（特別区民税を含む。）を滞納していない者
- (3) 設備の設置費等を負担し、設備を所有する者（所有権留保付きローン（残価設定型

の契約を含む。)で購入し、所有者が販売店又はファイナンス会社等である場合を含む。)

- (4) 第2条第1項第8号の補助対象設備を設置する者は、設備を設置するマンション等のマンション管理組合又は所有者であり、集合住宅用充電設備の設置にあたって、国が実施する補助金の交付決定通知を受けていること。
- (5) 補助対象設備を設置する住宅が第3条第2号イ(イ)又は第5号エに該当する場合は、全ての所有者から補助事業の実施について同意を得ている者
- (6) 第2条第1項第5号、第6号、第8号の補助対象設備を除く補助対象設備を設置する住宅において、設置する設備と同種の補助対象設備に対し、自ら又は自らと同一の世帯を構成する者が、習志野市住宅用省エネルギー設備等設置補助金交付要綱又は習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと
- (7) 第2条第1項第5号及び第6号の補助対象設備にあつては、当該補助対象設備を導入する住宅において、申請者が習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと
- (8) 第2条第1項第8号の補助対象設備にあつては、同一の工事において、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付要綱に基づく補助を受けていないこと

(補助対象経費と補助金の額)

第5条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は補助事業を実施する者が負担した設置費等のうち別表第2に示すものとし、補助金の額は別表第3のとおりとする。

- 2 前項の補助対象経費の算出に当たっては、消費税及び地方消費税相当額を控除するものとし、設置費等に国その他の団体からの補助金を充当する場合にあつてはさらに当該補助金の額を控除した額とする。
- 3 補助金は第2条第1項第5号、第6号、第8号の補助対象設備を除く補助対象設備の種類ごとに、一の住宅に1回(集合住宅の専有部分において利用する設備の設置にあつては1戸に限り1回)に限り交付する。ただし、過去に補助金の交付を受けた者と異なる世帯を構成する者が設備を設置する場合にはこの限りではない。
- 4 補助金は第2条第1項第5号の補助対象設備にあつては、当該補助対象設備を導入する住宅において、申請者ひとりに付き1回に限り交付する。
- 5 補助金は第2条第1項第8号の補助対象設備にあつては、同一の工事に付き1回に限り交付する。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第5条第3項の規定により、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象設備の概要(別記第1号様式別紙)
- (2) 補助対象設備の技術仕様が確認できる書類(カタログ又は仕様書等)の写し(第2条第1項第5号及び第6号の補助対象設備を除く。)
- (3) 補助対象設備の設置状況が確認できる写真(第2条第1項第5号及び第6号の補助

対象設備にあっては、保管場所において撮影した写真)

- (4) 補助対象設備の設置費等の支払いを証する書類の写し（補助対象設備の導入を所有権留保付きローン（残価設定型の契約を含む。）の場合は、全額支払いの手続きが完了していることが確認できる契約書類の写し）
 - (5) 補助対象設備の設置等に係る経費の内訳が確認できる書類の写し
 - (6) 補助対象設備が未使用品であることを確認できる書類の写し（第2条第1項第5号及び第6号の補助対象設備を除く。なお、第2条第1項第3号の補助対象設備にあっては、窓の性能を証明する書類の写しでも差し支えない。）
 - (7) 第2条第1項第2号の補助対象設備である場合は、当該補助対象設備を設置する住宅が第3条第1号に該当することを証する書類の写し
 - (8) 第2条第1項第3号の補助対象設備である場合は、次に掲げる書類の写し
 - ア 補助対象設備を設置する住宅が第3条第2号アに該当することを証する書類
 - イ 平面図、立面図
 - (9) 第2条第1項第5号及び第6号の補助対象設備である場合は、次に掲げる書類の写し
 - ア 補助対象設備を購入する者が居住する住宅が第3条第3号アに該当することを証する書類
 - イ 自動車検査証（自動車検査証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項の写し）
 - ウ 別表第3において、住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合の補助を受けようとするときは、V2H充放電設備を設置していることを証する書類
 - (10) 第2条第1項第7号の補助対象設備である場合は、当該補助対象設備を設置する住宅が第3条第4号に該当することを証する書類
 - (11) 第2条第1項第8号の補助対象設備である場合は、一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した以下の書類の写し
 - ア 交付申請書類一式及び当該申請に係る交付決定書類の写し
 - イ 一般社団法人次世代自動車振興センターへ提出した実績報告書類一式の写し
 - ウ イの実績報告に係る申請の額の確定書類の写し（一般社団法人次世代自動車振興センターへ変更の申請をしている場合のみ）
 - エ 別表3において、住民以外も充電設備を利用可能な場合の補助を受けようとするときは、マンション等の敷地の外から撮影した、住民以外も充電設備を利用することができることの記載がされた案内板と周囲の景観が確認できる写真
 - (12) 第2条第1項8号の補助対象設備である場合は、マンション等に係る以下の書類の写し
 - ア マンション管理組合の現在の代表者が選定されたことを証する書類の写し（マンション等の所有者である場合は除く。）及び代表者の本人確認書類（免許証、健康保険証、住民票等）
 - イ マンション等であることを証する書類（建築確認通知書、建築基準法第6条の規定による確認済証、賃貸契約書等でマンション等であることが明記されている書類）
 - (13) 法人においては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）
 - (14) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項の規定に基づく申請期限は、次の各号に掲げる補助対象設備の区分に

応じ、当該各号に定める日（その日が習志野市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日）までとする。

(1) 第2条第1項第1号の補助対象設備（習志野市営ガスを使用する場合に限る。）

申請年度の3月15日

(2) 前号に掲げる補助対象設備を除く補助対象設備 申請年度の2月末日

（代行者による申請）

第7条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という）は、補助金の交付の申請について、代行者を選任し、手続を代行させることができる。

2 申請者は、前項の規定により代行者を選任し、手続を代行させる場合は、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金手続代行者届（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

3 代行者は、代行する手続を遅滞なく実施するものとする。

（交付の請求）

第8条 交付請求書の様式は、規則第19条第3項の規定により、習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付請求書（別記第3号様式）によるものとし、規則第8条第1項の通知を受けた日から起算して30日を経過した日又は同通知を受けた日の属する年度の3月15日（第2条第1項1号の補助対象設備（習志野市営ガスを使用する場合に限る。）の申請者にあつては3月末日）（その日が習志野市の休日に関する条例（平成元年条例第21号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日）のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

（使用状況の報告）

第9条 第2条第1項第1号及び第2号の補助対象設備に係る補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る補助対象設備を設置した月の翌月から1年間の使用量等の状況を習志野市住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金補助対象設備使用状況報告書（別記第4号様式）に記録し、これを市長に提出しなければならない。

（協力の義務）

第10条 補助金の交付を受けた者は、市長から事業効果等に関する資料の提供を求められたときは、これに協力しなければならない。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 習志野市住宅用省エネルギー設備等設置費補助金交付要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金をもって廃止する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

別表第1 (第2条第2項) 補助対象設備の要件

設備の種類	設備の要件
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	燃料電池ユニット並びに貯湯ユニット等から構成され、都市ガス、LPガスなどから燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用できるもののうち、一般社団法人燃料電池普及促進協会の機器登録を受けているものであること。ただし、習志野市営ガス以外のガスを使用する場合は、停電時自立運転機能を有するものに限る。
定置用リチウムイオン蓄電システム	リチウムイオン蓄電池部（リチウムイオンの酸化及び還元で電氣的にエネルギーを供給する蓄電池をいう。）並びにインバータ等の電力変換装置を備え、再生可能エネルギーにより発電した電力又は夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時や電力需要ピーク時など必要に応じて電気を活用することができるもののうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているものであること。
窓の断熱改修	既存住宅に設置されている窓を、断熱性能が高い窓へ改修するにあたり、令和3年度以降に国が実施する補助事業において、補助対象機器として一般社団法人環境共創イニシアチブ又は公益財団法人北海道環境財団により登録されているものであること。加えて、1居室単位（居住、作業、娯楽などの目的のために継続的に使用する壁、ドア、障子、襖等で仕切られている空間をいう。）で外気に接する全ての窓の断熱化をすること。 ※空気が通り抜けてしまう簡易的な仕切り（カーテン、ロールスクリーン等）は、居室を区切る仕切りとして認められない。 補助対象：リビング、ダイニング、寝室、子ども部屋等 補助対象外：キッチン、階段、踊り場、納戸、廊下、玄関、トイレ、浴室、屋内ガレージ等 ※例としてリビングとキッチン・階段・踊り場・廊下が壁、ドア、障子、襖等で仕切られておらず一体の場合は、キッチン・階段・踊り場・廊下の窓も含め、1居室と判断し、リビングの窓だけではなく、それらも含め断熱改修が必要。 ※換気小窓（障子に組み込まれ、障子を閉めた状態で換気を行うことができる小窓）、300×200mm以下のガラスを用いた窓及び換気を目的としたジャロジー窓、テラスドア・勝手口ドアに付属する窓及びガラス等は、改修を要件としない。ただし、補助対象製品を用いた改修を行う場合は補助対象とできる。

太陽熱利用システム	集熱器により太陽の熱エネルギーを集めて給湯又は空調等に利用するシステムで、動力を使用して熱媒等を循環させるもののうち、一般財団法人ベターリビングにより優良住宅部品（BL部品）として認定を受けているもの。ただし、集熱方式が「自然循環型」に分類されるものを除く。
電気自動車	<p>電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>（1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>（2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>（3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>（4）国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされている電気自動車であること。</p>
プラグインハイブリッド自動車	<p>電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ外部からの充電が可能な自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料の種類が「ガソリン・電気」と記載されているもののうち、以下の要件を満たすもの。ただし、自動車検査証の用途が「乗用」、自家用・事業用の別が「自家用」と記載されている四輪のものに限る。</p> <p>（1）申請者が補助金の交付を受けるに当たり、新車として新たに購入したもの（中古の輸入車の初度登録車を除く。）であること。</p> <p>（2）自動車検査証の使用の本拠の位置が、市内の住所であること。</p> <p>（3）自動車検査証の登録年月日又は交付年月日が、補助金の交付を受ける年度内の日付であること。</p> <p>（4）国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているプラグインハイブリッド自動車であること。</p>
V2H充放電設備	電気自動車等と住宅の間で相互に電気を供給できる設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされているものであること。
集合住宅用充電設備	集合住宅の管理者等が電気自動車等に充電するために設置する以下の設備のうち、国が令和3年度以降に実施する補助事業において、一般社団法人次世代自動車振興センターにより補助対象とされ

ているものであること。

(1) 急速充電設備

電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(2) 普通充電設備

漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

(3) 蓄電池付急速充電設備

主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50kW以上の急速充電設備で充電コネクタ、ケーブルその他装備一式を備えたものをいう。

(4) 充電用コンセント

電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の電気自動車等専用のプラグの差込口をいう。

(5) 充電用コンセントスタンド

(4) を装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

別表第2 (第5条第1項) 補助対象経費

設備の種類	補助対象経費
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	補助対象設備本体（燃料電池ユニット、貯湯ユニット等）及び付属品（給湯器、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象設備本体（蓄電池部、電力変換装置、蓄電システム制御装置等）及び付属品（計測・表示装置、キュービクル等）の購入費、工事費（据付・配線工事等）
窓の断熱改修	補助対象設備本体（ガラス、窓）及び高断熱窓の設置と不可分の工事費（窓・ガラスの取付け費、内窓取付け時に必要な額縁・ふかし枠、カバー工法によるサッシ、外部・内部シーリング等の費用、仮設足場費、既存設備の解体撤去費等） ※網戸、雨戸等の窓付属部材費は対象経費に含まない。
太陽熱利用システム	補助対象設備本体（集熱器、蓄熱槽等）、架台、その他の付属機器（集熱配管、リモコン等）の購入費、工事費（据付・配線・配管工事等）
電気自動車	補助対象電気自動車本体の購入費
プラグインハイブリッド自動車	補助対象プラグインハイブリッド自動車本体の購入費
V2H充放電設備	補助対象設備本体の購入費
集合住宅用充電設備	急速充電設備、普通充電設備、蓄電池付急速充電設備、充電用コンセント及び充電用コンセントスタンド本体の購入費

別表第3 (第5条第1項) 補助金の額

設備の種類	補助金の額
家庭用燃料電池システム (エネファーム)	停電時自立運転機能あり 補助対象経費の合計額又は10万円 (習志野市営ガスを使用する場合、30万円) のいずれか低い額
	停電時自立運転機能なし 補助対象経費の合計額又は30万円のいずれか低い額 (習志野市営ガスを使用する場合に限る。)
定置用リチウムイオン蓄電システム	補助対象経費の合計額又は7万円のいずれか低い額
窓の断熱改修	補助対象経費の合計額に4分の1を乗じて得た額又は8万円のいずれか低い額
太陽熱利用システム	補助対象経費の合計額又は5万円のいずれか低い額
電気自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は15万円のいずれか低い額
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は10万円のいずれか低い額
プラグインハイブリッド自動車	住宅用太陽光発電設備及びV2H充放電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は15万円のいずれか低い額
	住宅用太陽光発電設備を併設する場合 補助対象経費の合計額又は10万円のいずれか低い額
V2H充放電設備	補助対象経費の合計額に10分の1を乗じて得た額又は25万円のいずれか低い額
集合住宅用充電設備	住民のみ充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施する補助金の補助金額 $\times 1 / 3$ (1基当たり上限50万円) 住民以外も充電設備を利用可能な場合 設備本体の購入費に係る国が実施する補助金の補助金額 $\times 2 / 3$ (1基当たり上限100万円)